

告 示

埼玉県告示第百二十五号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（街区多角点復旧測量）

三 作業地域

鴻巣市箕田地内

四 作業期間

令和二年二月十三日から令和二年三月三十一日まで